

令和2年(2020年)5月8日

保護者各位

札幌市子ども未来局長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための登園自粛要請
の継続について

日頃より教育・保育行政の推進につきまして御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う登園自粛の要請に御協力をいただいていることに感謝申し上げます。

北海道知事による「北海道における緊急事態措置」の期間が5月31日(日)まで延長されたことに伴い、本市では保護者の皆様へ引き続き登園自粛の要請をいたします。

子どもや皆様御自身、皆様の大切な人の命と健康を守るため、御理解いただくようお願いいたします。

記

1 登園自粛を要請する期間

令和2年5月11日(月)から北海道における緊急事態措置解除まで

2 登園自粛の内容

感染拡大防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者は、児童の登園を控えるようお願いいたします。(令和2年4月22日付けで保護者の皆様にお願ひした内容から変更はありません。)

3 保育料について

札幌市の要請・同意により、保育所等が休園となった場合及び保育所等に登園しなかった場合について、日割り計算とします。

なお、詳細については以下のホームページをご参照ください。

URL : <https://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/azukeru/hoiku/9631.html>

(さっぽろ子育て情報サイト ホーム>目的別で探す>子どもを預ける>保育園等)

4 園における感染予防への協力について

既に保育所等における感染予防のため御協力をいただいているところと思いますが、今後も体調確認に御協力いただくとともに、特に下記の点について御協力いただきたくお願いいたします。

(1) お子様が発熱等の体調不良時の場合

お子様が発熱や呼吸器症状の発症などの体調不良時には保育所等をお休みいただくようお願いいたします。なお、お休みの期間は、発熱等が認められた場合は解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでとなります。

(2) 同居の御家族が濃厚接触者となった場合

万が一、御家族に濃厚接触者が発生した場合には、速やかに登園先の保育所等に御連絡いただきますようお願いするとともに、お子様につきましては濃厚接触者の方に対する保健所での健康観察期間等の間はできる限り保育所等をお休みいただくようお願いいたします。

(3) 同居の御家族等が感染した場合

万が一、御家族が感染した場合には、速やかに登園先の保育所等に御連絡いただきますようお願いするとともに、お子様につきましては感染された方と最後に接触された日から起算して2週間は保育所等をお休みいただくようお願いいたします。

(4) お子様が感染した場合

万が一、お子様が感染した場合には、速やかに登園先の保育所等に御連絡いただきますようお願いいたします。

【担当】

(保育料以外) 子ども未来局子育て支援部施設運営課運営係 (電話 : 011 (211) 2986)

(保育料) 子ども未来局子育て支援部施設運営課保育料係 (電話 : 011 (211) 2987)